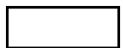


分野別運用方針について(14分野)



	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項				
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態			
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の ほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 〔1試験区分〕			
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃	直接 〔1試験区分〕			
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工	・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理	・仕上げ ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・塗装	直接 〔13試験区分〕	
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工	・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき	・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て	・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工	直接 〔18試験区分〕
	電気・電子情報 関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき	・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て	・溶接 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接	・プリント配線板製造 ・電子機器組立て ・溶接	直接 〔13試験区分〕
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工	・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手	・内装仕上げ／表装		直接 〔11試験区分〕
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工	・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て		直接 〔6試験区分〕
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備			直接 〔1試験区分〕	
	航空	2,200人	航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリング又は航 空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)			直接 〔2試験区分〕	
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供			直接 〔1試験区分〕	
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)			直接 派遣 〔2試験区分〕	
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産 動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫 (穫)・処理、安全衛生の確保等)			直接 派遣 〔2試験区分〕	
	飲食料品製造	34,000人	飲食料品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)			直接 〔1試験区分〕	
	外食業	53,000人	外食業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)			直接 〔1試験区分〕	

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

	分野	3 その他重要事項
		受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報 関連産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
	造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に該当しないこと

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定